

# 福岡市公報

令和6年4月15日 第7045号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

|     |    |     |
|-----|----|-----|
| 目次  | 次一 | ページ |
| 市議会 |    |     |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| ○福岡市議会議規則の一部改正(規則第1号) | 1 |
|-----------------------|---|

## 市議会

福岡市議会議規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年4月15日

福岡市議会議長 打越基安

### 福岡市議会規則第1号

福岡市議会議規則の一部を改正する規則

福岡市議会議規則(昭和33年福岡市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

#### 目次

- 第1章 総則(第1条—第13条)
- 第2章 議案及び動議(第14条—第19条)
- 第3章 議事日程(第20条—第24条)
- 第4章 選挙(第25条—第33条)
- 第5章 議事(第34条—第47条)
- 第6章 発言(第48条—第63条)
- 第7章 委員会(第64条—第76条)
- 第8章 表決(第77条—第87条)
- 第9章 公聴会及び参考人(第88条—第95条)
- 第10章 請願(第96条—第102条)
- 第11章 秘密会(第103条・第104条)
- 第12章 紀律(第105条—第112条)
- 第13章 懲罰(第113条—第119条)
- 第14章 会議録(第120条—第124条)
- 第15章 議員の派遣(第125条)

## 第16章 補則（第126条）

## 附則

第4条第1項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第10条第4項中「」（以下）を「。以下」に改める。

第14条及び第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第19条第1項中「又」を「又は」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第23条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第24条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第28条第1項中「確めなければ」を「確かめなければ」に改める。

第29条中「投票を備え付け」を「投票用紙を備付け」に改める。

第30条中「終つた」を「終わつた」に、「確め」を「確かめ」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第35条ただし書中「はかつてきめる」を「諮つて決める」に改める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第38条中「まつて」を「待つて」に改める。

第40条及び第42条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第44条第2項中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第48条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第49条第4項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に、「終つた」を「終わつた」に改める。

第52条中「終つた」を「終わつた」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第53条第1項中「すべて」を「全て」に、「又は」を「、又は」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第3項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第54条中「こえる」を「超える」に改める。

第57条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第58条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第63条中「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第66条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第67条第1項中「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「申し出」を「申出」に改める。

第76条中「終った」を「終わった」に改める。

第77条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第80条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第1項中「とろう」を「採ろう」に、「者を」を「者に」に、「挙手」を「挙手を」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第81条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第84条中「第27条、第28条、第29条、第30条、第31条」を「第27条から第31条まで」に改める。

第86条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第87条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

「第9章 公聴会、参考人」を「第9章 公聴会及び参考人」に改める。

第95条中「第91条」を「第91条第1項及び第3項」に、「第94条第1項」を「前条第1項」に改める。

第96条第1項中「記名押印」を「記名押印を」に改め、同条第2項中「、法人」を「並びに法人」に、「記名押印」を「記名押印を」に改め、同条第3項中「記名押印」を「記名押印を」に改める。

第106条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、「着用」を「着用し」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第112条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第114条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項中「基く」を「基づく」に改める。

第116条中「こえる」を「超える」に改める。

第120条第1項中「通り」を「とおりに」改める。

第122条中「取消を」を「取消しを」に、「第123条」を「次条」に、「取消した」を「取り消した」に改める。

第123条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「取消し」を「取り消し、」に改める。

第125条第3項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第126条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。